

豊中市

[災害時のごみについてのお問い合わせ先]

生活ごみ・片付けごみに関すること

家庭ごみ事業課

☎06-6843-3512

がれき・飛散ごみに関すること

減量計画課

☎06-6858-2274

ボランティアに関すること

豊中市社会福祉協議会
ボランティアセンター

☎06-6848-1000

災害の大きさにより連絡先が変更になったり、電話が殺到し通じにくいことがあると考えられます。まずは、市のホームページ等でご確認いただきますよう、お願いいたします。

発行 令和4年(2022年)3月

環境省 近畿地方環境事務所

豊中市

災害時の ごみの分け方・ 出し方

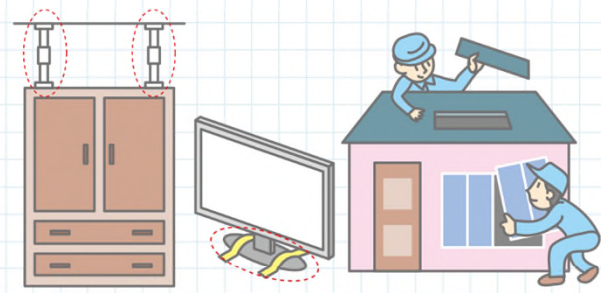
ガイドブック



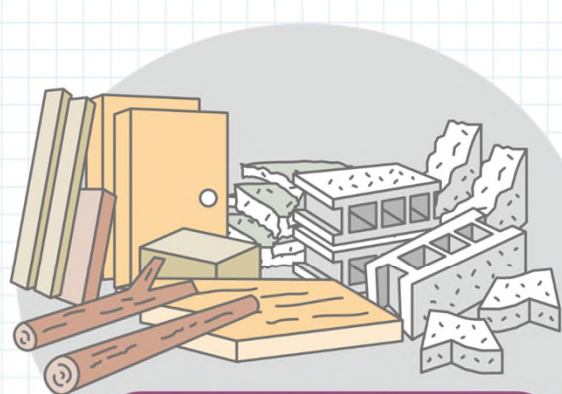
環境省 近畿地方環境事務所

災害時のごみ処理って!?

大きな災害が起ると、その後に待つのが家の片付け。壊れた家具や落ちてきた瓦、被災後の生活ごみなど様々なごみが発生します。生活再建に向け、いち早く家からごみを取り除きたい気持ちはみんな同じ。しかし一気に大量に出るごみをすぐには処理できません。処理をいかにスムーズに進めるかは行政の役割でもありますが、みなさんの協力がなければ決してうまくはいきません。このガイドブックを参考に事前の備えと排出ルールを徹底しましょう。



平常時の備え →P10



がれき類 →P6



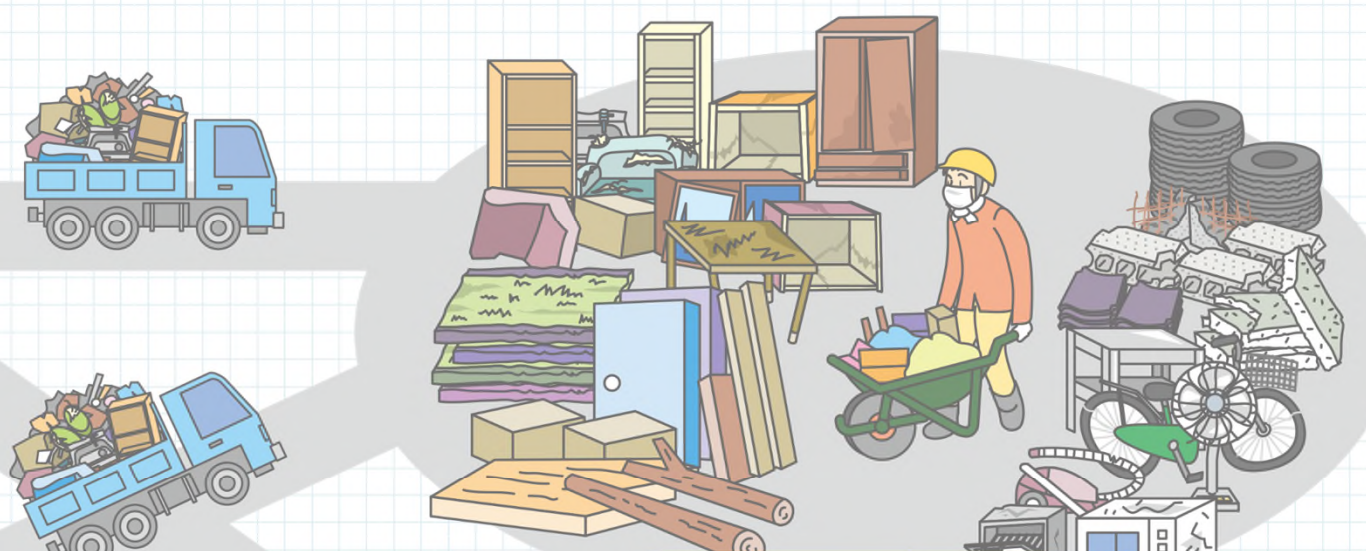
災害時に発生するごみ →P3



情報収集 →P11



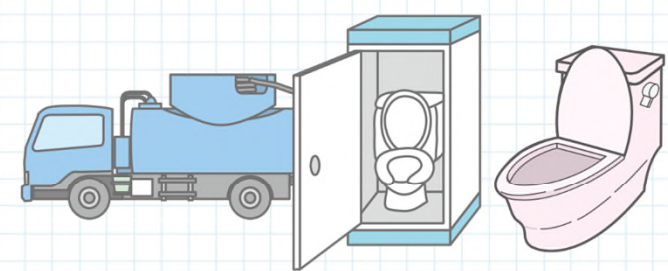
片付けごみ →P5



仮置場 →P8



災害時住民用集積所 →P7



し尿・トイレ →P9



生活ごみ →P4



通常のごみステーション



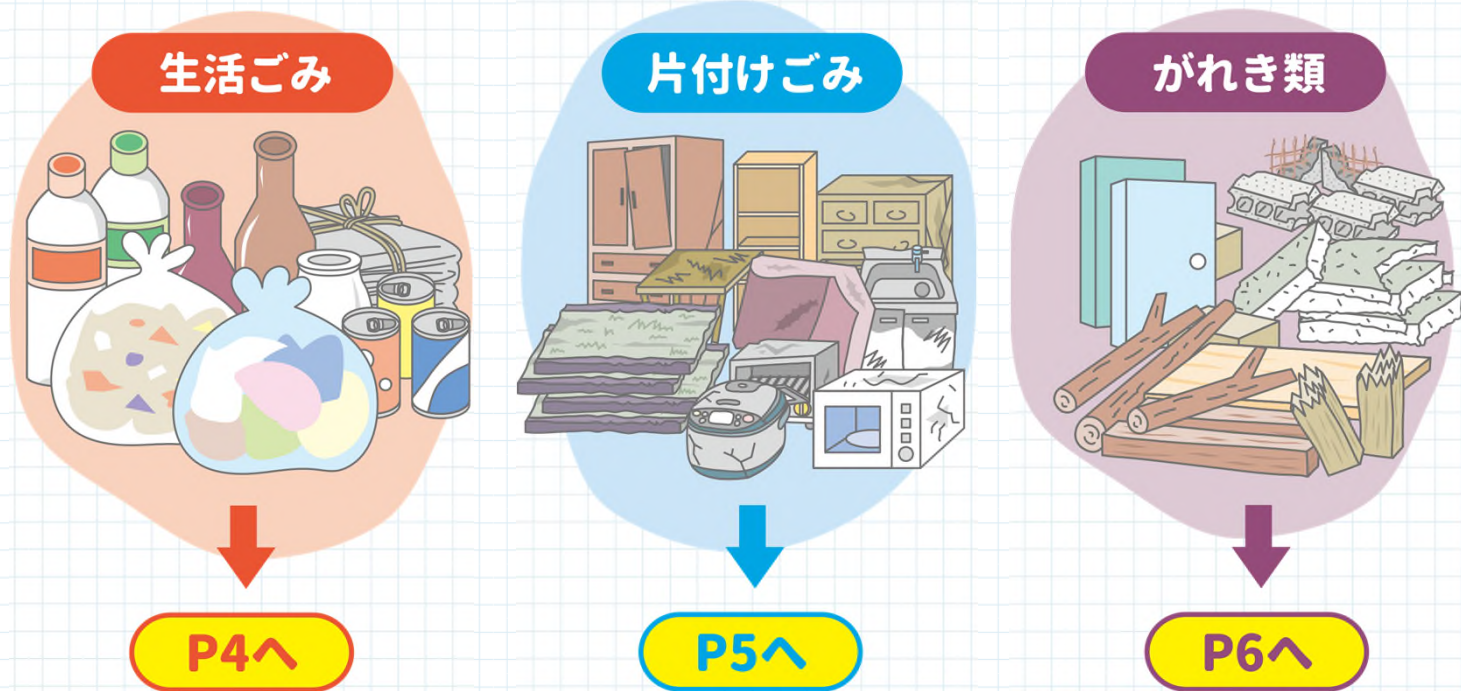
中間処理



最終処分

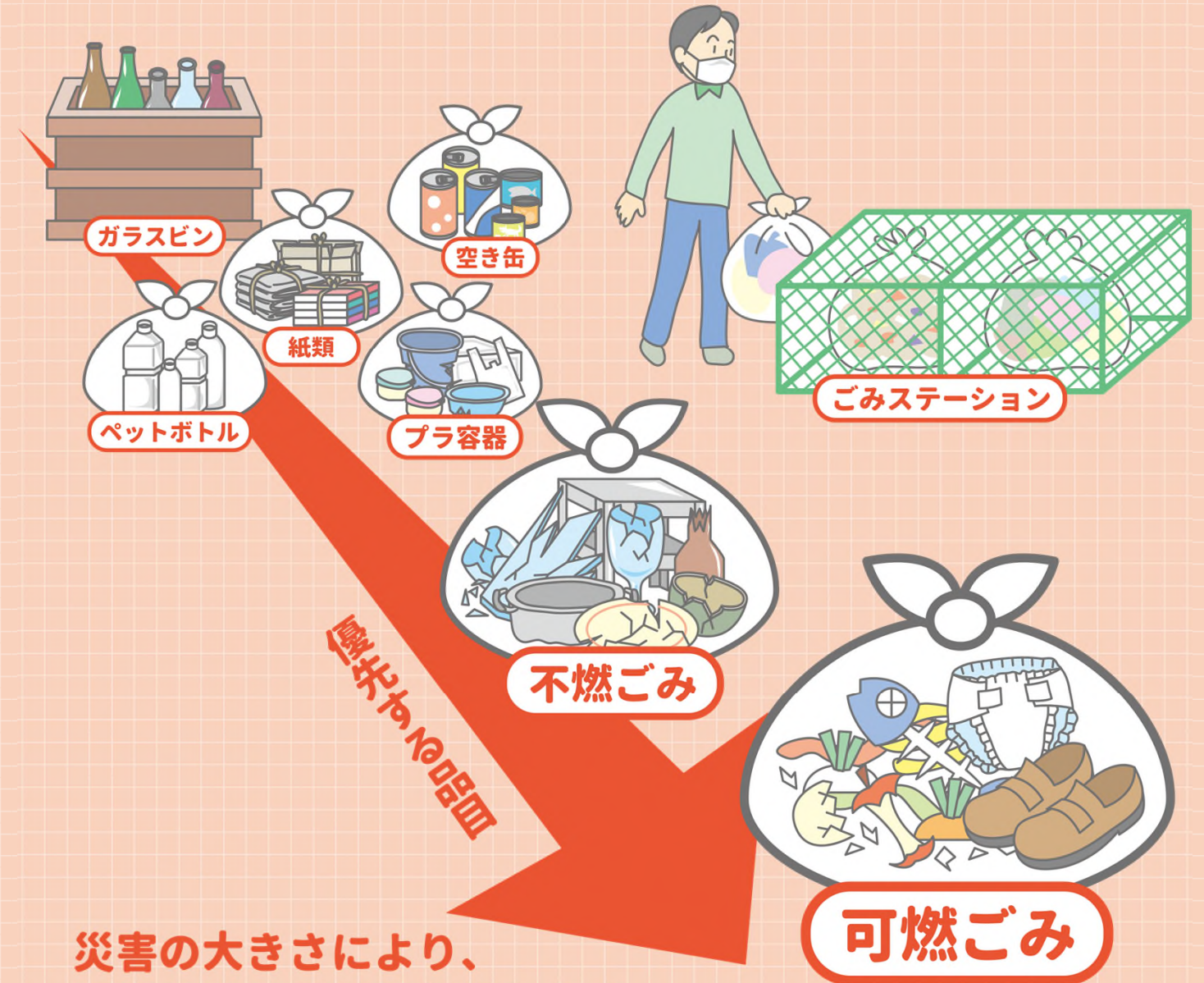
災害時に発生するごみ

災害時には、次のようなごみが発生します。



生活ごみ

災害時でも、生活に伴うごみは当然発生します。



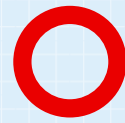
災害の大きさにより、
収集をする品目を制限します。



可燃ごみを優先的に回収。
資源物などは、自宅で保管。

片付けごみ

災害により壊れた食器や家具など



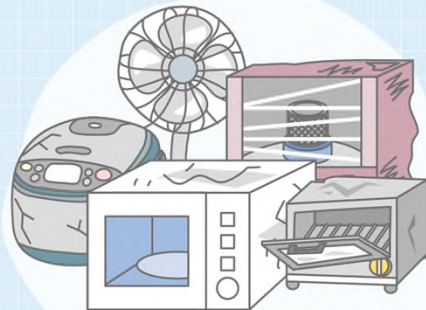
豊中市伊丹市クリーンランドで
処理できるもの。



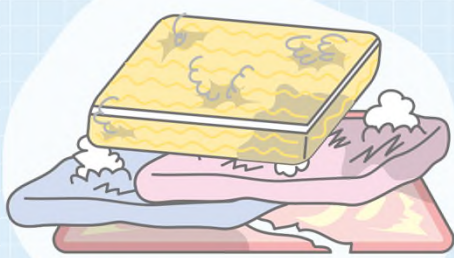
家具類



食器類



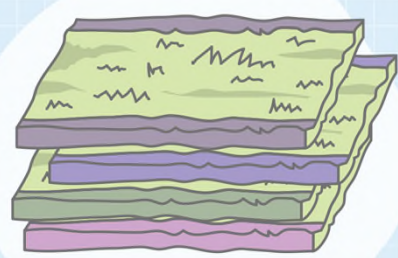
家電製品類



布団・敷物類



金属くず類



畳

最大辺が90cm以内のもの

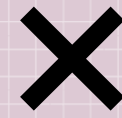


ご自宅からの搬出は
近隣の協力が大切です。

生活ごみと出し方が異なります



市のホームページかSNSで発信する行政情報で
確認してください。それでも分からない場合は、
家庭ごみ事業課 ☎06-6843-3512
までお問い合わせください。



豊中市伊丹市クリーンランドで
処理できないもの。

がれき類

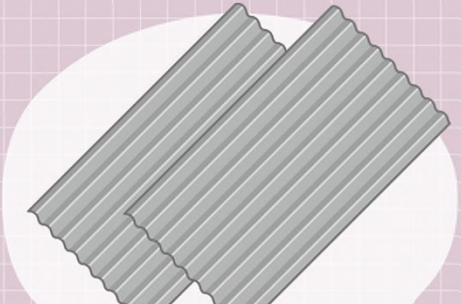
災害により壊れた建物の破片など



コンクリートブロック



瓦



トタン

長さが2.2m以上のもの



石膏ボード



木材

太さが15cm以上または、
長さが2.2m以上のもの

ボランティアもお手伝いします。
豊中市社会福祉協議会ボランティアセンター
☎06-6848-1000



→P7 災害時住民用集積所

→P8 仮置場



市のホームページかSNSで発信する行政情報で
確認してください。それでも分からない場合は、
減量計画課 ☎06-6858-2274
までお問い合わせください。

災害時 住民用集積所

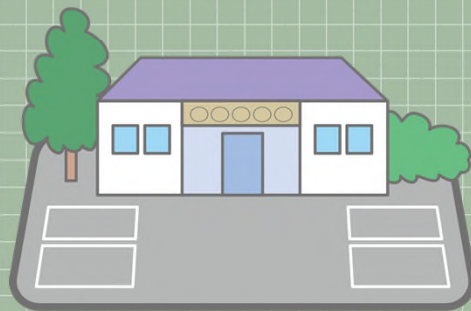
市民の皆さまが自ら片付けごみ
などを移動させ保管しておく
場所のことです。

災害時住民用集積所の設置と管理は、
利用する皆さままで協力してください。

→P12



小規模公園



公共施設



道路への積み上げ



※ただし家電4品目は除く



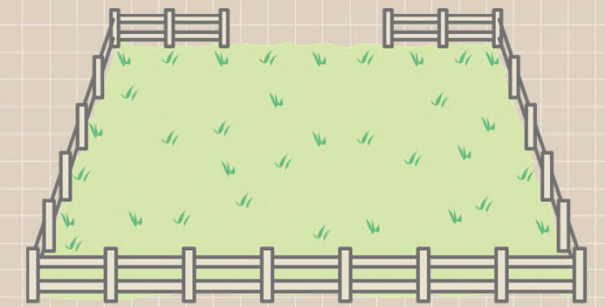
生ごみ

仮置場

災害時住民用集積所に片付けごみ
などを置くことができない場合は、
仮置場をご利用いただくこととなりますが、
必ず設置するとは限りません。



大規模公園



施設空地



乗車ごみ
禁止

災害で壊れたもの以外は、持ち込みできません。

しっかり分別していただくことで、処理がスムーズになり、搬入時の渋滞の緩和や処理費用の削減につながります。

し尿・トイレ

災害時は普段のようなトイレの利用が出来ない恐れがあるため、簡易トイレキットやおむつ等の備蓄が大切です。

断水などインフラ施設の損壊により水洗トイレが使用できないときは、このような対応となります。

自宅

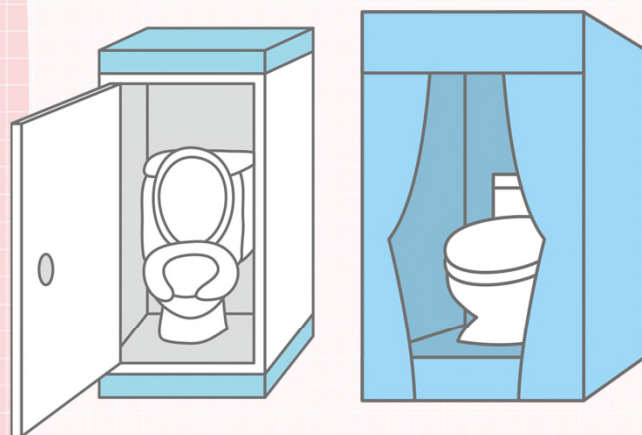


簡易トイレキット

おむつ

使用した簡易トイレキットやおむつは可燃ごみに出すことができます。

避難所等



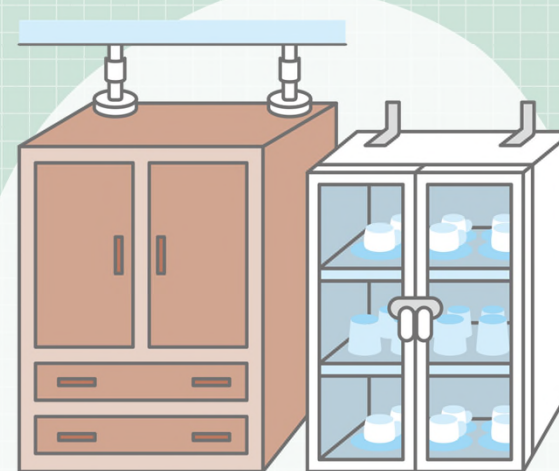
仮設トイレ

マンホールトイレ

みんなが使用するトイレではルールを守り、清潔な環境を維持することが大切です。

仮設トイレはおもに避難所など人が集まる場所に設置します。マンホールトイレは、野田中央公園や野畑南公園など防災機能を有した公園などに設置されています。

平常時の備え



家具の固定

転倒による怪我の防止や大切な家財の破損を防ぎます。



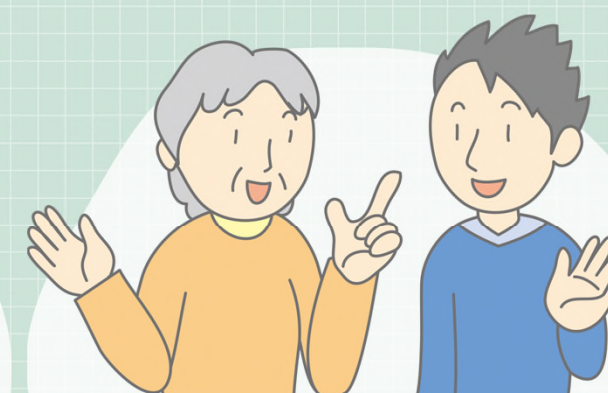
住宅の点検

建物の傷み具合では、小さな揺れや突風でも簡単に壊れてしまい、周辺に危害を及ぼします。



いらぬものは処分

整理されていても揺れにより散乱し、避難通路を塞ぐ恐れがあります。



地域での意見交換

いざという時のために、あらかじめ近隣や地域で災害について話し合みましょう。

情報収集

災害時には、ごみの排出方法が大きく変わることがあります。そのため、様々な手段で皆さまにお伝えできるよう努めますので、必ず市の情報を確認し、適切な排出をお願いします。



豊中市HP



豊中市
LINE(ライン)

市のホームページやSNSでの情報

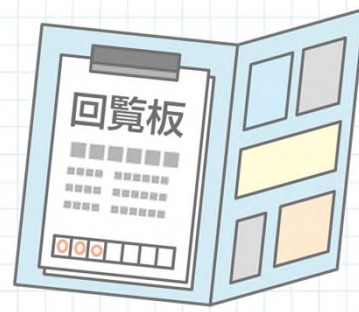


公共施設での掲示



広報車輛

…など



自治会の回覧板

それでも不明な場合は、下記までご連絡ください。但し、災害の大きさにより連絡先の変更や電話が殺到するため繋がりにくいことがありますので、ご了承ください。

- 生活ごみ・片付けごみに関すること／家庭ごみ事業課 ☎06-6843-3512
- がれき類・飛散ごみに関すること／減量計画課 ☎06-6858-2274
- ボランティアに関すること／豊中市社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎06-6848-1000

ご理解とご協力を

災害廃棄物処理へのご理解とご協力をお願いします。

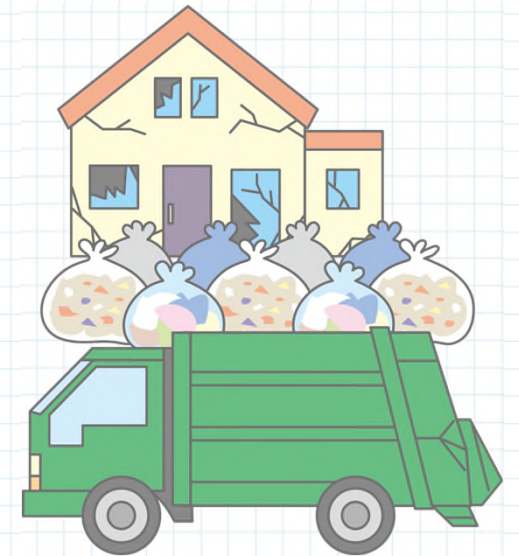
大量に発生した災害廃棄物を迅速に処理することが、生活再建・早期復興へとつながります。

ごみ収集について

発災後、3日以内に通常収集再開を目標としています。

まずは腐りやすい可燃ごみを優先的に収集するため、資源物の収集は、一時的に中止する可能性があります。その場合でも、分別は普段通り行い、再開まで自宅で保管をお願いします。

収集品目や収集日については、市のホームページなどで必ずご確認ください。



災害時住民用集積所の設置・運営などについて



住民用集積所は、皆さまが普段生活している近隣の公園などに設置する予定です。普段は憩いの場として利用する場所を廃棄物置場として使用しますが、ご理解をお願いします。また、これらは市内に多く点在するため、管理や運営を利用する方々をお願いしないといけません。地域の生活環境を守るため、地域で連携し見守り活動等のご協力をお願いします。

こんなときは？



災害が発生したら、ごみの出し方はどうなるの？

災害時に発生する生活ごみは、生ごみ等を含む可燃ごみを優先的に収集します。被災状況によっては資源物など収集を一時停止する場合がありますので、排出される際は必ず、市のホームページ等で確認してください。



壊れた家具などは、どこに出したらいいの？

災害により壊れた家具や家電（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機は除く。）、食器などは、「片付けごみ」として「災害時住民用集積所」に出してください。地域によっては、「仮置場」に出して頂く場合があります。



なぜ壊れたテレビや冷蔵庫は、集積所に出せないの？ どうすればいいの？

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機は、特定家庭用機器と呼ばれ「家電リサイクル法」に基づいた処理になるため、リサイクル料金の負担や指定引取場所への搬入が必要となります。排出先については必ず市のホームページ等で確認してください。



「災害時住民用集積所」は、どこにあるの？

災害が発生したら、近隣の公園や公共施設の駐車場などを「災害時住民用集積所」として利用します。日頃から、「災害時住民用集積所」として利用できる場所を想定しておく、災害時にスムーズにごみを出すことができます。



「災害時住民用集積所」の場所は、誰が決めるの？

自主防災会や自治会の方々を中心に、利用する皆さんで設置場所を決めていただきますようお願いいたします。ただし場所により、別用途で利用できない、収集車両が入れないなど、場合によって変更をお願いすることがあります。また、私有地は土地の管理者の許可が必要になりますので、公園などの公有地を利用しましょう。「災害時住民用集積所」の場所を決めたら、環境部家庭ごみ事業課（Tel.06-6843-3512）まで必ずご連絡ください。



片付けごみの出し方は、決まっていますか？

災害が起きたら、被災状況に応じて片付けごみの分別と排出ルールを市のホームページや自治会等を通じてお知らせします。お住まいの地域によって異なる場合がありますので必ず確認をお願いします。生ごみなどの生活ごみは、一緒に出さないでください。ルールを守って出して頂くことで、片付けごみの搬出や処理を早く進めることができます。



使わなくなったソファや古いテレビは、「災害時住民用集積所」に出してよいですか？

災害と関係のないごみは、「災害時住民用集積所」や「仮置場」に出すことはできません。災害時は多くのごみが発生しますので、日頃から不要なものは小まめに処分するなど、事前の備えをお願いします。



「災害時住民用集積所」のごみがいっぱいになったら、どうしたらいいの？

片付けごみの持ち込みを一旦、停止して、環境部家庭ごみ事業課（Tel. 06-6843-3512）までご連絡ください。順次、対応しますが、その間はご自宅での保管をお願いします。分別がされず混合状態になると、火災が発生する要因にもなります。地域の皆さんで、見守り活動等のご協力をお願いします。



大きな家具などを運べない場合は、どうしたらいいの？

近隣の皆さんで協力し合ったり、ボランティアに依頼してください（豊中市社会福祉協議会ボランティアセンターTel. 06-6848-1000）。無理をせず、怪我などに充分注意して片付け作業をしましょう。



「災害時住民用集積所」と「仮置場」は、何が違うの？

「仮置場」は、大規模公園などの広い場所を市が設置し管理します。主に、壊れた建物のがれきなどを搬入します。地域によっては、片付けごみを搬入して頂く場合がありますので、必要に応じて市民の皆さまにお知らせします。



被災してトイレが使えなくなったら、どうしたらいいの？

簡易トイレや避難所等のトイレを使用してください。仮設トイレ等の設置状況は、市のホームページ等でお知らせします。日頃から簡易トイレキットなどを備蓄しておく、災害時に利用できます。使用後は、可燃ごみとして出しましょう。

